

議事日程(第4号)

平成26年12月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第55号 西都児湯公平委員会の共同設置について
- 日程第2 議案第56号 西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について
- 日程第3 議案第57号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について
- 日程第4 議案第58号 西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について
- 日程第5 議案第59号 西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第60号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について
- 日程第7 議案第61号 高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について
- 日程第9 議案第63号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第64号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第65号 高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第66号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第67号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第68号 高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第69号 高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第70号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議案第71号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第72号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第73号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第20 議案第74号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第55号 西都児湯公平委員会の共同設置について

日程第2 議案第56号 西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について

日程第3 議案第57号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について

日程第4 議案第58号 西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について

日程第5 議案第59号 西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第6 議案第60号 西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について

日程第7 議案第61号 高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

日程第8 議案第62号 高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について

日程第9 議案第63号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 議案第64号 高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第65号 高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第12 議案第66号 高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について

日程第13 議案第67号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第14 議案第68号 高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第15 議案第69号 高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第16 議案第70号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)

日程第17 議案第71号 平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第18 議案第72号 平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第73号 平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第20 議案第74号 平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)

出席議員（16名）

1 番	池田 堯君	2 番	水町 茂君
3 番	山本 隆俊君	5 番	津曲 牧子君
6 番	岩村 道章君	7 番	岩崎 信や君
8 番	青木 善明君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
13番	黒木 博行君	14番	黒木 正建君
15番	春成 勇君	16番	八代 輝幸君
17番	緒方 直樹君	18番	永友 良和君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	間 省二君	事務局補佐兼議事調査係長	鳥取 和弘君
主 査	矢野 由香君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	三嶋 俊宏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	鳥井 和昭君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	茂又 哲也君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	川野 和成君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第55号

日程第2. 議案第56号

日程第3. 議案第57号

- 日程第4. 議案第58号
- 日程第5. 議案第59号
- 日程第6. 議案第60号
- 日程第7. 議案第61号
- 日程第8. 議案第62号
- 日程第9. 議案第63号
- 日程第10. 議案第64号
- 日程第11. 議案第65号
- 日程第12. 議案第66号
- 日程第13. 議案第67号
- 日程第14. 議案第68号
- 日程第15. 議案第69号
- 日程第16. 議案第70号
- 日程第17. 議案第71号
- 日程第18. 議案第72号
- 日程第19. 議案第73号
- 日程第20. 議案第74号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第55号西都児湯公平委員会の共同設置についてから日程第20、議案第74号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）まで、以上20件を一括議題とし、1議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第55号西都児湯公平委員会の共同設置について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 公平委員会の共同設置についてはどのようなメリットがあるのかをお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。共同設置することによりまして、執行機関が簡素化され、合理的な行政運営が確保されるとともに、より専門性の高い委員の選任及び事務処理体制が確立されるというふうに期待しております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 地方公務員法では争議行為等の禁止を踏まえて人事院勧告などを守ることや、民間では会社内にはなくても過労自殺などを含めて社会的に訴えることのできる仕組みがありますが、地方公務員は地方公務員法第8条において、人事委員会または公平委員会の権限として、その中の第11項については、前2号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理することなど、また、2の公平委員会では、次に掲げる事務を処理するとして、職員の給与、勤務時間など、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定をすることなど、多岐にわたってこの人事院と公平委員会に

については法令がございますとあります。今まで公平委員会への訴え並びに職員からの苦情に関して、常任委員会の審査の中ではなかったと聞き及んでおります。それならなぜ新富町のような過労自殺が起き、公務災害と認定されるのか私は不思議でなりません。

また、当時の高鍋町の副町長から聞き及ぶところだと、高鍋町の職員の中にもうつなどを発症し、仕事のできない状況にある職員が多数存在することは聞き及んでいました。地方公務員労働者は組合に個別事案で苦情などを言う仕組みがあるのかもしれませんが、公平委員会が設置され、法のもとに地方公務員の働く環境をよくすることはあっても、それが活用されてこなかったのが現実ではないでしょうか。苦情を愚痴とするか人はそれぞれです。能力的にも個人で大きな差もあると思います。この法がそれぞれ個々の職員に周知徹底していないのが問題であり、広域化することによってその苦情が言いやすくなるのでしょうか。

先ほどの課長答弁のように、専門的な意見を踏まえた上でのそういう方も配置できるということがありました。例えば、公務災害など専門的知識を持った弁護士、うつなどに詳しいお医者さんなどおられるのでしょうか。今まででも相談がないから、広域でも職員対応というのなら非常に残念ですが、どのような人事配置が予定されているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今、法の規定も申されましたが、公平委員会は公平審理による職員の利益の保護と苦情処理等を権限としておりますが、共同設置ということになりますと、西都市が事務局となります。公平委員会としての役割については現在と変わるものはないと、その分は担保できるというふうに考えております。

また、人選につきましては、中立的で専門性の高い方や有識者で関係団体の長との協議を含めた上で定めた候補者を西都市議会、今回西都市議会になりますが、の同意を得て選任することとなります。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。今回、公平委員会の選任については西都市が責任を持って西都市議会に対応するということになると思います。なるということが答弁がありました。

しかしですね、このことから考えて、私は先ほども申し上げたように、これは公平委員会そのものは大体労働者、いわゆる働く地方公務員の中から、もし9人を選任するとしたら3名は働く人の中から、そしてあとの3名は使用者、いわゆるこの代表ですね、執行部のほうの代表3名、ひょっとしたらいるのか、必要なかもしれません。そしてあとの3名は当然先ほど私が申し上げましたような弁護士やうつなどを発症した場合の精神医学がわかるようなしっかりとしたお医者さんでもあり、弁護士でもある人が本当は一番よろしいんでしょうけれども、宮崎県にはそういう方はおられません。

だから、医療過誤の問題なんかに取り組んでいらっしゃる弁護士さんもたくさんおられますけれども、そういう専門的な分野での知識を持った方々をしっかりと配置していかな

ければ、私はこの人選については高鍋町で議論をするわけではございませんので、ここで述べさせていただきたいと思いますが、やはりきちんとした意見を言わないと、同じような公務災害、この前は新聞に載っておりましたけれども、肥後銀行、これは民間でございますけれど、肥後銀行でも過労自殺がございました。

公務員はまさか過労自殺がないだろうということがありましたけれども、何年か前に新富町の職員が過労自殺をいたしました。このことをしっかり踏まえていかないと、公平委員会をつくっても職員の苦情の行き先はない、公平委員会があっても職員の環境を守ることができないと私は考えているんです。だからこそこういう質疑を行っていくんです。

職員は法で争議行為及びストライキなど全部、政治活動なども全て遮断されております。その中において何が働く人たちを守るかということについては非常に考えていかなければならないことです。

今まで苦情処理がなかったから、公平委員会に何の訴えもなかったから、訴えることを知らない職員はどこに訴えたらいいんでしょう。まず、この公平委員会がある、そして職員はこういうところにちゃんと言うことができるんだよということをしつかりと毎回、毎年確保していかないと職員はどこに行き先を持っていったいいかわからない、私はそれでやめていくというのであれば、それは病気だからやむを得ない、そう思われるかもしれませんが、これがこじれてしまうとやはり自殺ということにもなっていくわけですね。今やはり過労死110番というのがありますけれども、そういう形でぜひ私は高鍋町の職員の中からそういう実態が出てこないように願うばかりでした。

私はこの際お聞きしますが、公平委員会とはまた別に職員の職場環境をしつかりと確保するような仕組みがあると思いますが、それはどのようなものでしょうか。お伺いしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） これについては回答できないということですが、中村議員、よろしいでしょうか。（発言する者あり）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第56号西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 西都児湯、これは先ほどと同じですが、西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置についてはどのようなメリットがあるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。先ほどの議案と答えが、答弁が一緒になりますが、共同設置することによりまして執行機関が簡素化され、合理的な行政運営が確保されるとともに、より専門性の高い委員の選任及び事務処理体制が確立されるものと期待しております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） また55号とも関連がありますし、あとは特別会計とも関連がありますけれども、専門家などの人事配置というのはあるのでしょうか。また、今までと違う取り扱いとなるのでしょうか。先ほどの話ですと同じのような気がするんですが、また予算面での負担割合についてはどのような定めを確認し合っておられるのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。委員については3名ということになります。専門性といいますか、一応中立な立場でということになりますので、固定資産のこれにつきましては、何ていいますか、固定資産の、この委員会そのものが、その課税されたその評価額に対する、まあ、おかしいんじゃないとか、そういうことの決定に対する審査を申し出るというようなことになりますので、固定資産のこの評価に対する、その申し出を受けた部分についての審査をするというようなことになりますので、専門性っていいますか、そういう不動産とかそういうことになるのかもしれませんが、そういう専門の方がいらっしゃれば、それはそれなりにそういう現状っていいますか、そういうのを理解されてる方がいらっしゃればなおのことよろしいというはあるかとは思いますが。だからといたしまして、この職というか、専門のこういう肩書きっていうか、資格がということにはなっていないと思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置についてはどのようなメリットがあるのか。また、情報開示状況について共同設置する自治体での件数については当然話し合いの中で確認されていると考えますが、各自治体での情報開示請求がどのくらい行われているのか。また、どのような開示請求が多いのか答弁を求めます。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。メリットにつきましては、先ほどとまた答えが一緒になりますが、執行機関が簡素化されまして、合理的な行政運営が確保されますとともに、より専門性の高い委員の選任及び事務処理体制が確立されるというふうに期待しております。

今、後段の件数等につきましては、担当課長が、政策推進課長のほうから答えていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。高鍋町の場合でよろしいでしょうかね、件数が。平成25年度の情報公開制度の運用状況ということでございますが、情報公開開

示請求については、請求件数が4件あっております。それと、個人情報の開示請求については3件というふうになっております。

内容的には情報公開のほうにつきましては、内容は、この場では差し控えさせていただきたいと思いますが、情報公開開示請求の場合4件と、請求件数4件というふうに申し上げましたが、開示、全部開示が4件全て開示をしております。個人情報開示請求に対しても3件の請求に対して、3件の全部開示ということではしております。

以上であります。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 3回しかできませんので、私なぜね、総括質疑を事前にやっただと思うんですか。ちゃんと読んでくださいよ。共同設置する自治体での件数については当然話し合いの中で確認されて、確認が行われていると考えますが、各自治体での情報開示請求はどのくらい行われているのかと私は書いて出したはずですよ。これ今、私が書いたのを持ってのわけじゃないと思いますよ。ちゃんと渡してるでしょ。事前に渡した理由はこれなんです。数が必要だから、各地方、ほかの自治体も参加する自治体がどれぐらいの開示請求をしてるのかなと、件数を見て、やはり人数などの配置についてもしっかりと聞いておかないといけないかなというふうな、個人情報も開示して3件、高鍋町だけで3件あるわけですよ。そういうことを考えたときにはどうなのかなということをしつかりと考えて私も判断しないといけないわけですよ、最終的には。

また、議長もね、これをちょっと議長には渡してなくて申しわけないんですが、やっぱり共同設置する自治体での件数についてはということで早目に渡してるんですよ。早目に渡した理由がないじゃないですか。その間、調べてもらわんと困りますよ、ちゃんとやってください。

○議長（永友 良和） ちょっと暫時休憩とります。

午前10時20分休憩

.....

午前10時21分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それではお聞きしますけど、共同設置する自治体でそれ聞いてないからというお答えがありませんでした。なぜ私がそのようなことを聞くのかという1番大きな理由は、全体で、その情報開示については新富町でしたかね、持つのは。新富町が多分担当で持っていたかということだったと思うんですね。新富町で情報開示について、人数も恐らく固定資産評価委員と同じぐらいの人数か、今高鍋町で条例である人数どおりなのか、それぐらいの人数になるのかってことはわかりませんが、件数が余りにも多い場合にはですね、やはりそこ専門的な知識を持っている方々も配置することも必要になってくるんじゃないかなと思うんですね。

それではお聞きしますが、今高鍋町で情報開示、個人情報保護、個人情報保護審査会というのについてはですね、一体どのような人たちが任命、選任されているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。高鍋町の個人情報審査会の委員でございますが、大学の教授、元になりますけど、今は大学の非常勤講師というふうになっております。人権擁護委員の方、それと元小学校教諭、それと司法書士、それと一般の元職員の高鍋町役場職員の方、5名でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計設置条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 関係する事務人数及び運営についてはどのように考えておられるのかお伺いします。先ほど答弁がありましたけれども、これで間に合うのかどうかということもあわせてちょっと答弁してください。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。本審査会の運営予算等のということだと思いますが、事務を補助します職員につきましては、現在と同様、総務課の職員を充てるということにしております。

また、運営に関する経費についてでございますけど、通常経費につきましては均等割と人口割で算出した額を構成市町村で負担するというようにしております。また、特定団体、特定っていいですか、その審査が必要となった場合につきましては、その当該団体からその分の負担をいただくというふうに考えております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 現在と同様で、総務課の中で固定資産評価審査委員会という、今ある、これ政策推進課でしたかね、総務でいいの、総務であつてる事務でこれが広がることによって、例えば今の事務がほら、例えば10分の1とか、12分の1とか、月数で多分判断するような感じで負担割合というのを決めていかれるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そして先ほどの答弁ではですね、そこの事務が発生した場合については、そこの自治体からその分をいただくということになってますが、均等割とその負担割合を決めておられる状況っていうのは、1人の事務職員に対して負担割合を決めているのか、それとも1人の職員の何か月分というふうにして、そこまで話し合っているのかどうかですね。でも、特別会計を設置するわけですから、そこは十分話し合っ、恐らくおられるんじゃないかなというふうに思うんですが、どうなってるのでしょうか。

例えば、社会保険庁の国民年金の事務なんかは、どんどんその人件費というの、負担割合が減らされてきて、本当に大変なんですね。だから、それから考えたときに、やはり、

もうこれは高鍋がやってくれというような感じで一緒にやられてしまうと非常に職員の負担がふえていくんじゃないかなと、そのために例えば臨時職員を別のところに配置しなければならないとかいうふうになったときには、その分もちゃんと負担でしていただけるのか、私もちょっとわからないんですが、その辺はどういうふうなお話し合いをされてきてるのかお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今回予定しております負担金の計算のもとになりますのは委員の報酬と研修等も含めました費用弁償、それと事務に係ります消耗品、あるいはまた研修等に行く場合の高速道路の使用料とか、あと公印が必要になりますので公印代ということで計算をしております、職員の人件費については全然カウントしてないといえますか、その分については考慮されておられません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これはほかの共同設置するやつも同じだと思うんですが、やはり共同設置をするということになると、もうほぼ外郭団体と同じような意味合いで考えた場合ですね、場合ですよ、そういう場合にはやはり人件費も1人分は必ず要るわけですよ。この分が事務がふえていけば、多分通常業務に支障を来さないにしても、非常に多くなるんじゃないかなと、事務量がですね。そう考えたときには、やはり国民年金と同じような形で12分の3なり12分の4なりのやっぱり人件費の負担割合というのをお互いに決めておかないと、当然だから公平委員会についても情報開示の問題にしても、恐らくそういうような形でいくだろうと思うんですね。あとはだからその自治体から出てきたものに対しての事務負担金というのは、それは当然その自治体からいただく。

でも、基礎的な部分では、分掌自体も含めて、いろんな連絡についでる消耗品というのは当然あるということでしたので、私は人件費について、やはりきちんとこの中で負担割合をうたっていないと、そのうちにトラブルが発生したときに、もう收拾がつかないというときに、もし人件費が多く発生した場合、そのための臨時職員などを用意していくということになってきたときは、それは当然高鍋町が別途雇ってほかの仕事をしていただかなければならないということになると思うんですね。

それを考えたときには、やはり共同設置をするときには、お互いに共同設置をする団体でしっかりとその辺を話し合っていないと、まあ共同設置をしてもいいよという項があるし、そしてまた、きのうも柏木議員の一般質問でもありましたけれども、いろんなそういう20万都市を踏まえていろんな広域化するっていうこと、いろんなものを広域化していくというのは、それは当然今から行われて、徐々に行われていくことだろうとは思いますが、そこに対するだから人件費の負担というのをきちんと考えて議論をしていかないと、そのために要する費用負担として高鍋町が負担を持たなければならないということになってくると、あとやっぱり川南、都農については、西米良などについても持っていないわけですね。

だから東児湯消防組合は、これはもう当然、いや、東児湯消防組合は関係ありませんけど、いろんなところでのやっぱり団体の、として私は必要な部分っていうのは、やっぱりちゃんと出していくべきじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、ある程度の決まりをそこでつくっていただかないと、一ツ瀬川の雑用水の問題でも、やはりそのところについても人件費についてはということで、別途人を雇ってということで、ちゃんとその分の人件費だけしかいただいてないと思うんですけども、やっぱりそういう形でいろんなところと共同で事業を行う場合、事務を行う場合については、ある程度人件費っていうのを頭に入れておいて、12分の2なり、12分の1でもいいから、やっぱりちゃんと費用負担をしていただくということを、どこを基準に置くかというのは、それは別ですよ。どの事務職員がするかっていうことは別ですよ。だけど、そこをちゃんと決めていく必要があるんじゃないかなと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。今の質問、質疑ですが、まあ確かにそういう考えもあるかと思いますが、今回の広域連携については、西都児湯でこういう広域連携で、こういう事業をやっているということで、今回は公平委員、固定資産、それから情報、個人情報、情報処理ですね。情報開示等の3つですが、今後またこういう事業が多分広域でやってくる部分もふえてくるんじゃないかと思います。

今回についてはそれぞれの分、西都が持つ分、新富が持つ分、高鍋が持つ分についても、特にその人件費の負担については入れておりません。

今後新しく広域でやっていく分については、次、川南、都農、西米良、それぞれの団体が全部共同でやっていくような事務局を担っていくことになろうかというふうに考えておりますので、今回については人件費のさっき言われた算定、負担金の算定には入れていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号西都児湯公平委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号西都児湯固定資産評価審査委員会条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号高鍋町課設置条例及び高鍋町子ども・子育て会議設置条例の一部改

正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっとこれは質疑を出しておりませんでした。やっぱり質疑をしておかないといけないなと思ったのは、これまでの流れをきちんと整理しておいたほうがいいかなと思って質疑をしたいと思います。

今まで、国保と老人保健、前はですね、国保と老人保健だけでしたので、町民生活課に行ったり、福祉課に行ったり、こういういろいろ紆余曲折あったんですけど、介護保険や後期高齢者、そして健康増進に関するとか、健康保険課というふうにしてありますが、私、税がね、税の徴収に関しても今税務課のほうで徴収嘱託員も含めて全て税務課で一本化されてる状況なんですね。納税を、納税に関してはですね。だから、まあ年金から差し引かれる方、口座から引き落としをされる方、そういう方を除いての普通徴収をするときにですね、特別徴収なり普通徴収をするときに、どういうふうにここが課をこういうふうに変えていこうという話し合いは何回ぐらい行われて、どのように経緯があったのかということだけ簡単に説明していただきたいと思います。

あとはまた、常任委員会での課設置の条例については総務環境で恐らくお話し合いをされるんじゃないかなと思うんですが、そのことについてちゃんとどうしてこの2つに分けたのかという説明をもう少ししていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。この改善についてということで、改善会議、事務改善委員会ですが、を3回開いております。今回御提案を申し上げる健康福祉課の分につきましては、今後認定こども園とかいろいろ制度改正が待たれている部分がありますが、それに対応していくということで関係課の意見を尊重しながらというような形で、将来予測される事務に対応できるようにということから、いろいろその中で討議した結果がこのような形になったということでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それはよく理解できるんですよ。そういうことを協議されたっていうの、それはごく当たり前のことであって、当然のことだと思うんですね。

私になぜ、さっきも言いましたけど、税のほうと関連があるからですね、できるだけこういういろんなところでですね、そして今税もですね、なかなかお聞きしたところ、いろんな軽減措置を受ける方が、要するに、いわゆる低所得者層が多くなって、そっちのほうの関連でお年寄りのほうもこれから年金もどんどん減らされてきますので、高齢者のほうと子供のほうと分けたということ、これからやっぱり今国の出してる政策の中で、地方創生の中で子ども・子育て支援については非常にいろいろ何か計画があるようなんですが、先ほども認定こども園の話をされましたけど、これ岩村議員が質問をされましたけれども、私たちはやっぱりわかば保育園がなくなるんじゃないかなとか、そういういろいろ心配しているわけですよ。

そういうことになってくると、やっぱり認定こども園の立場の人が土地を広くしたりと

か、そういうことによって、やっぱりあそこに対する保育の拡充がひよっとしたら認定こども園のほうに重きが置かれてくるんじゃないかということを考えたときには、やはり私はそこをちょっと厚くしていくというのは確かにいいんですけども、何でその保険関係と高齢者とを切り離していったのかということがちょっとよく理由がわからない部分があるわけですね。

だから高齢者のところをやることと、子供のことをやることっていうのは全然別物にしてきた理由が何かっていうところがちょっと気になる場所なんですけど。やっぱり対応の仕方が全然違うということの判断をしたんでしょうか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。税の件につきましては、今までも、今までどおり、今までと変わりなく税の収納体制はとっていけるというふうな判断はしております。

それと、今まで一緒にやっていたのをなぜ分けたかと、当然だろうと思います。それぞればらばらであった課を平成21年に機構改革で今の課でやってきました。確かにその内容的には全部、今の課の中で全部通じ合う分もあります。今回2つに分けても、それがばらばらになるということじゃなくて、今度はそれぞれの部門で密度の高い仕事をして、その意見をまとめて、2つの課で今よりもより住民サービスが徹底できるような体制にするという意味での機構改革でございますので、別に何かがあって分けるとか、そういう意味ではございません。

先ほどの機構改革は22年です、21年と言いましたけど、はい、済いません、訂正します。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） そこも訂正したかったんですけど、前の機構改革のときの説明、私もうろ覚えではあるんですけども、やはり健康福祉課っていうのが、どうしても赤ちゃんから要するに死ぬまでっていうか、赤ちゃんからお年寄りまでっていう幅広いものをするのに、どうしても国保やらと分けられないということも含めて、そしてやはり国の行政改革を推進しなければならないと、ねばならないという意向を受けて平成22年に機構改革というのを断行されたわけですね、ある意味ね。

私はだからあのときに、本当は断行すべきじゃないということ意見申し上げたと思います。というのは、やはり職員配置の問題についても、何についても、今まで健康福祉課であれば、同じように例えば事務処理が滞らないように窓口が例えば来られれば、誰でもほら、ちょっと事務処理をしてない人が誰でもぱっと行けるじゃないですか。そういうこともメリットとして言われたような気がするんですよ。結局職員が多ければ、その分だけやっぱりどんなことでも聞ける職員っていうのが窓口に対応できると、そういうやっぱり住民サービスの一環なんだというふうにおっしゃった記憶は私はあるんですね。

それであればですね、窓口を分けるということは、じゃ、今度は住民サービスが狭くなるじゃないですか。だから、そのことを踏まえて平成22年度のやっぱりそういう要求さ

れたこと、機構改革、私たちあのときやっぱりね、本当に課が減ったわけですから、細やかな、そして今一番言われてるのは細やかなサービスというのがなかなかできないと、だから全体的に見て全体的なカウントをしていこうということが私は目的だったと思うんですね。

だから、本来なら、職員の間から出ちよったのは、宮崎市あたりでね、大きなところと同じように部長制度を設けて、そこからこう分かれさせたら一番いいんじゃないかと、私たち議員の側から見ればですね、やはり住民に柔軟な対応をしていただくには縦割りではなく、やはり縦横無尽に課がこう動いていただく、そういう状況が要求されるわけですよ。

だから総合課というのも要求されたことが多分あると思うんですね。だから総合案内で、一番最初の窓口のところに総合案内の人がちゃんとして、これは朝倉にはありますよね。だから総合案内をしていただく方に、どこの課に行かれますかとか、どういうきょうは用事で来られましたかっていうことを聞いて、その方が案内をしてくださるって、そういうのも置かにゃいかんとかいうようなことをずっと言われていたにもかかわらずね、私はこの課設置、課を分けることに反対をしてるわけではなくて、あのときに言われたこととつじつまが合わなくなってきたんじゃないかと思うから聞いてるんですよ。

やはりあのとき言ったこと、もう過去のことだからみんな忘れてだろうと、忘れてだろうと思っておられるのかしれませんが、まあ4年に1回は選挙があるわけですから、町議会議員の選挙があるわけですから、もう覚えてないだろうと、それは私も記憶が乏しいけど、やはりそういうふうに言って、あのときは断行されたわけですよ。機構改革をされたわけですよ。あのときにやっぱり私もつらかったですよ。課長も少なくなる、何も少なくなる、だからこれだけ席が余ってますでしょ。私はだから職員がここに多く来るのがいいとは思いませんよ。思いませんけど、少なくとも、私はあのときは機構改革は余り断行してほしくなかったという立場の人間から言わせていただければ、やはり何で今になってね、今になって、また課が分かれるのかなと、だけど課が今のようになってよかったと思うことは、一つ先ほども申し上げましたけど、例えば、下水道の未収金問題についてもそうですよ、だからいろんな課税、税の収納とか使用料の歳入に対して、収入に対して率先して税務課が法にのっとってきちんとやってきているという状況があると思うんですね。

だから、それから考えたときに、この課を今分けるということ自体が、どういったその、やっぱ窮屈だったのかなと思う反面ですね、やっぱりあのときに言ったことを、機構改革を今になってまた覆すっていうこと自体がちょっと違うかなというふうに私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 確かに今指摘のあったことが、当時そのような論議があったことを覚えております。総合窓口とかいう問題も、またこの議会の中でも一般質問等でも出されておりますよね。ですから、今度の機構改革についてもですね、その件についても十

分論議を踏まえてこの形になってきておりますので、そのときのことを覆して別のものにするということではございません。

先ほども言いましたように、あの当時から比べて、一つは事務量の相当な変化等もございますし、技術というか、それぞれの係のスキルアップ等もありまして、窓口についても同じ、ほぼ今の窓口体系でスムーズに町民生活課から来て流れていくような体制で課の配置等も考えておりますので、課が特に分かれて、その窓口が混乱するとかということがないような体制でこの機構改革を進めていきたいというふうに思っております。

何分その機構改革をして住民にその負担が今以上にかかるというのはマイナスですので、住民サービスが今以上に向上するというのが一番の目的で機構改革も進めておりますので、もちろん事務量の増大とか、そういうのもございますが、住民サービスが決して今よりも低下しないとか向上するということを基本に考えておりますので、よろしく願います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号高鍋町ふるさとづくり基金条例及び高鍋町ふるさと水と土保全基金条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩村道章議員。

○6番（岩村 道章君） 6番。ふるさとづくり基金はどこからのお金で目的と使用例を教えてください。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。今回は2つの条例の改正をしてるわけですが、ふるさとづくり基金、高鍋町ふるさとづくり基金条例というのは——このふるさとづくり基金は3つの基金からなっております、地域資金、永久町民、ふるさと納税ということで町民の方から寄附をいただいたものを積み立てるもの等で3つの基金からしております。

もう一つのふるさと水と土保全基金ですね。これは平成6年だったですかね、地方交付税が、国のほうからですね、地方交付税で創設するというので、この基金を積み立てた経緯があります。

運用実績ということでございますが、今回基金の改正をするに当たって、基金の運用益を使って事業を行うというようになっておりますが、もうここ最近、運用益が少なく、微々たるものでございます。それで、最近では運用実績はございません。

○議長（永友 良和） 6番、岩村道章議員。

○6番（岩村 道章君） 使用例はございますか。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。以前はあったのかもわかりませんが、ちょっと私、今そのことを承知しておりませんが、最近では使用例はございません。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど岩村議員の質疑に対してお答えがありましたので、1問目の質問が元金を使う理由は何かということ saying たんですが、その目的が私は果たされるのかどうかというのがちょっと疑問なんですけど、先ほど、ふるさとづくり基金条例にしても、ふるさと水と土保全基金条例にしても、そんなに金額的には大きい金額ではなかったと思うんですね。

だから、一遍で使ってしまうというか、そういう状況になるかもしれないということ考えたときには、非常に私は危ういかなというふうに思うんですね。だから、1年で使ってしまうような金額になるのか、それともこれが例えば意義あるものに使えるのか、それが非常に気になる場所なんです。だから、元金を使う理由っていうのを、何かあるからこういう条例をつくりたいと言ってるわけでしょ。

○議長（永友 良和） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。この基金を取り崩してすぐに何に使うのかということは、今のところ、まあすぐには使う目的はございませんけど、必要に応じて取り崩しをしていきたいと考えております。

ふるさとづくり基金については、只今26年5月末現在ですけど6,800万円ほどございます。ふるさと水と土保全基金については800万円ほどということになります。

ふるさとづくり基金については、ふるさと納税とか永久町民、寄附をいただいて積み立ててる分がありますので、その点についてはふるさと納税、まちづくりに生かしてほしいという寄附者の意向でありますので、基金に積み立てるばかりじゃなくて、やはり取り崩して、その基金の寄附者の意向に沿ったものに使っていきたくて考えているところであります。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） いや、だからですね、例えばふるさとのために使ってほしいという基金だから、それは当然例えばですね、いろんな災害が起きたと、即対応しなければならぬと、そういうときにお金がないと、こういうお金があれば確かに使えますよね。ふるさとの道を守ったりとかいろんなとこ守ったり、でも金額が結局1億円にも満たぬという金額になってくると、じゃ、どうなのかということになってくると思うんですね。じゃ、皆さん書くんですか。ふるさと納税で、この方たちからいただいたふるさと納税でここはできましたとか書くんですか、違うんでしょ。

だから、ふるさとづくり基金条例についてもですね、やはりふるさと水と土保全基金条例の一部改正について、これについてもですね、それと合わせたら1億円にもならないわけですよ、金額的に言えば。

そうなるてくると、当初の目的からすると、じゃ、どういうふうに使いたいのかということがある程度目標が定まらぬと、例えばふるさとづくり基金はこういうのに使いたいんですよと、ふるさと水と土保全は、やっぱりその目的に沿ったものに、こういうふう

に使いたいんですよと、だから高鍋町のために使いたいんですよと、使ってくださいという意向があるのであれば、これは財政調整基金に入れてももちろんいいと思いますし、もうこのふるさとづくり基金条例を逆に廃止して、もうここに入れてしまうということも考えられるわけですよ、一般財源化することも考えようと思えば考えられるわけですよ。

そして、ここもふるさと納税についても、私も総務環境常任委員長をしていたときに申し上げたと思うんですが、やはりふるさと納税については考えていく必要があると。片や1億4,000万円とかいただけるようなところ、それは出費もあるでしょう。そうすると、例えばですね、このふるさとづくり基金の、ここの基金の中にある6,000万円を使って、例えばこれから三股町のように牛を3頭買って、それを300万円で売るとかね、まあ何かをするとか言って、そういうものに、要するに利息ではなかったけども、利息にかわるもので、このふるさと納税で納めていただく部分を、ほかの市町村と同じような、例えば高知のどこでしたか、高知県の、やっぱり漁港の人たちは少ないので、水揚げされた魚を1万円出せばそれを送ってくると、買えば8,000円ぐらいになると、2,000円が税金であると、結局1円も出さなくても、自分はね、ふるさと納税で貢献できたんだという思いを持たせる分だけがいいというようなこともずっとNHKとか民放でもずっとそれが出ていたと思うんですね。

だから私、ふるさと納税に関しては、やはり地域の人たちのやっぱりそういうやる気っていうのを促していくような使い方っていうのをしていく必要があるんじゃないかなと思うんですね。

これをだから一部のためにだけ使うような状況になってくると、一般財源化すると私がいけないと思うのは、そこ辺のところもあるわけですね。だけど何に使うかまだ決めちゃらんというところで、この条例を一部改正して一体何になるんですか。やはり使う目的をちゃんとはっきりして、ふるさと納税で、ふるさとふるさとづくり基金であればこういうために使うんだと、そして水と土保全の場合は、例えば水と土を保全するためにこういうところが崖崩れが起きたからここに使わせていただくんだとか、そういうことをちゃんと目的だけははっきりしておかないと果実のみで運営するんじゃないくて、元金を取り崩すときにはその辺の使う使用目的をはっきりしておかないと、私は寄附をしてくださった皆さんに非常に申しわけないと思うんですが、どうでしょうか。

まあ、それはふるさとづくり基金のほうですけど、寄附をしていただいた皆さんに、ちゃんとこういうのをやりましたよという目的が達せられるような、皆さんにおおいばりで評価していただけるような、ああ、私のやった10万円がここの中で役に立ったのねというふうに言うだけで、本来のだからふるさと納税のあり方とか、そういうことがちゃんと解消できるように。例えば何ももらわなかったけど、私の地域に、私の住んでた地域にこういうものができたよということであれば、それはもう十分役目が果たせたと思っただけのわけですよ。

私が言いたいのは、だからみんな何か欲しいからふるさと納税する人も確かにいるで

しょう。いるけど、本来のふるさと納税の意味というのは、自分のふるさとをちゃんとや
っぱりよくしていただきたいという皆さんの思いが詰まってるお金だと思ってるんですね。
だからそのお金を使うときに、言い方悪いけど、目的をね、目的はちゃんとあるわけです
から、じゃ、どういう、目的をある程度制限していかないと私はいけないんじゃないかな
と思うんですけど、元金を、だから何に使うんですかって聞かれたときに、こういうふう
に使うんですよというふうな明確な答弁がないと、一部改正、一部を改正する意味がない
じゃないですか。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） 副町長。説明の仕方がちょっと聞き取れなかったかもしれませ
んけど、今の資金は果実運用型ですので、果実が、もう1,000円、2,000円とか、
そういう金額ですから使えないから、その今質疑があったように、その目的に沿った形の
基金を使えるようにということでの改正なんですよね。

ですから、今おっしゃったことなんですよ。そういう目的に沿って何も、この基金をほ
かの目的に使うということではありません。この目的に沿った形の元金を使える、今の条
例では使えませんので、あくまでも果実ですから。今おっしゃったように、だから、ふる
さと納税でもふるさと納税に沿った形の元金を使うということですからという提案です。

以上です。（発言する者あり）

先ほどから申し上げております。もう何度も一緒のことになりますけど、その運用益で
は何も使えませんので、今すぐ、じゃ、これを何に使うということは、さっきからないっ
て言いましたよね。このお金を使ってどうこうしよう。それが今の現状で何も使えないの
で、利子の運用では。この条例が（発言する者あり）目的に沿ったものです。例えば永久
町民であれば永久町民制度の目的に沿ったもの、ふるさと納税、地域資金、それからふる
さと水と土保全基金、この3つですけどね、名称は4つですね。目的、今あるのはですね。
その趣旨に沿った形で今後元金を使うための改正ということでございます。（発言する
者あり）

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前11時00分休憩

.....
午前11時01分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。基金の、まず設置目的ですけど、こうい
うのに使いますよというような、なぜ基金を積み立てるのかというのがあります。高鍋町
ふるさと基金条例については設置目的が本町の活性化を図り、明るく住みよい豊かなふる
さとづくりを推進するためということで基金を設置してるわけでございます。

その中にふるさと納税というのも入ってるわけですけど、ふるさと納税は寄附者の方か

ら、うちのほうの、高鍋町のどんなものに使ってほしいかというテーマを定めております。4つほど、5つですか、あるんですけど、子供たちの笑顔あふれるふるさとづくりに使ってほしいと、これは教育施設の充実とか、子育て支援の充実とか、例えばの話ですね。そういうのに使ってほしいということで、そういうような中から寄附者の方に選んでいただきます。どういうふうに、寄附者の方、使ってほしいのか、そういうのを選んでまいりますので、そのような寄附者の意向に沿ったものに対して財源を充当、この基金を充当していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） やはりそういうふうにしてきめ細やかにですね、ふるさと納税をしていただける方からはこういうのに使ってほしいと、子供の笑顔のあふれる町、じゃ、子供のことにに関して使ってほしいということですよ、そういう方々はね。

そうすると、そういう方にちゃんとこういうふうの子供のためにこういうふうに使いましたと、例えば公園にこういうのをつけましたよとかいうような感じで、後で報告をしていただくような状況というのができれば本当は一番よろしいんじゃないかなと思うんですよ。でも、それが自分が出した1万円では何もできなかったけど、そういう人たちが10人集まって10万円でこれできましたよということになったら、その10人の方は、それでも非常に満足されるわけですよ、ある意味ね。

だから私が先ほどから聞いたのは、やはり目的に沿ったものをきちんと、そしてふるさと納税なり、いろんなものを寄附をしてくださった方々にきちんとしっかりしたつながりが持てるような、そういう使い方をしていかないといけないんじゃないかということは、これは私も提案なんですよね、一つはね。

だから、目的を広く広げないで、先ほど読み上げていただいたようにですね、例えばふるさと納税であればどんなふうに使っていただきたいかということがちゃんと寄附をしてくださった方から書いてあるわけですから、だから、その目的に沿った使い方をできるだけするように心がけてほしいと私は思ってるわけですよ。

それを一部改正をして元金を、だから元金を使う理由は何かっていったら、やっぱりこういうものをつくりたいんだけど、果実が少ないというのも、それ私たちもよくわかっています。利息が少ないのは、もう自分の通帳を見れば一目瞭然ですよ。利息が少なくなってるから、皆さんのお金を大事に使いたいと思ってたんだけど、だから元金を使わせていただきますということについては、私も異論はないわけですよ。

しかし、それがちゃんと目的に沿ったものに元金が使われなかったら後で申しわけないでしょ、寄附をしてくださった方に申しわけないと私は思うわけですよ。だから、そういうところ、元金は、じゃ、何に使うのかと、使う理由は何かと、だから具体的な何か理由があったのかなと思ったんです。

この目的をちゃんと整理していったときに、子供の笑顔のまちづくりにこれぐらいは使

いたいと、具体的にはこういうふうに使いたいというのはね、ある程度今から絞り込んでいこうと思うんですけど、だから皆さんがくださった項目の中に、例えば4項目ぐらい挙げられるものがあれば、今基金全額で6,000万円ぐらいしかないから、一応これでこれでこういうのに現在は使いたいと思ってるというふうにお答えいただくのかなと思ったんですよ。そうしていただくと、ああ、なるほどというふうになんか理解が私にはできたんですけど、やはりそういう目的もなしに、使い道もなしに定期預金を解約するみたいなものだから、解約してね、私たちは何か買うときにはですね、定期預金を解約するときには大きなある程度目標がないと解約しませんよ、大事なもんですもん。

だから、やはりそれを使うときには、町民の立場に立って、そしてまた寄附をしてくださった方々の意向に沿った使い道をしていくのならば、ある程度こういうふうに使いたいというふうなこと、元金を使う理由は、やっぱり目的が達せないというところで多分こういう改正を出されてきたんだろうと思うんですね。

だから私はそこを聞いてるのであって、先ほど副町長もお答えになりましたけれども、これ以上答えられないとおっしゃるかもしれませんが、私は3回目ですので、後は提案を述べたいと思うんですね。

というのは、先ほどから何回も私言ってるように、目的に沿ったもの、この一部改正をする目的がですね。それがやっぱりちゃんと守っていただきたい、そういうふうに使っていますので、答弁がなければ結構ですので、できれば私は目的に沿ってちゃんと使いますというふうに言っていたら大変ありがたいなと思います。

○議長（永友 良和） 副町長。

○副町長（川野 文明君） おっしゃったとおり、目的に沿った形で使うことを基本に提案をいたしております。

以上です。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時20分より再開いたします。

午前11時10分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

次に、議案第63号高鍋町国民健康保険条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 宮崎県内での出産に要する費用はどのくらいとなっているのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

宮崎県における出産費用についてでございますが、厚生労働省が公表しました資料によりますと、資料が平成24年度になります。平成24年度の正常分娩にかかる平均値につきましては42万879円でございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それからすると、まあ平均的かどうか知りませんが、足りないわけですね。足りないわけ、金額的に足りないわけですね。そうやって考えたときに、子供は産んでくださいというけど、そういう費用も弁償できないのかなって思うとちょっと気になるんですが、別にこれ見る限りでは上乘せがされてるような状況はないんですが、平均的に見て、それぐらいであればかかった費用ぐらいはちゃんと町独自でもこれは出してやらんといかんのかなと、ちょっと私は思ったりするんですが、金額的に。

ちょっと話聞いたときに、私が聞いたのは45万円ぐらいするとおっしゃった分があったもんですから、この金額を見てね、やっぱり不足するなというふう思ったんですよ。やっぱり子供は産んでくださいと、お願いしますというふうに出産については皆さん、国もね、応援する気持ちは十分あるので、私はできればこれ要望、まあ要望したいんですが、もうちょっと上げてもらえんかなと、今回はこれでやむを得ないかもしれませんが、できれば早い段階で上げてもらえんともったいないなど。

だからせっかく、なぜ私がね、宮崎県内の出産に要する費用はどのぐらいかと聞いた理由というのはそこにあるんですよ。だから費用が少ないじゃないかと、逆に出産するのにね、費用がかかっては、だから、だれでもほら、安心して子供をやっぱり産めないですわ。そういうことはどのようにお考えでしょうか。これ町長にお聞きしたいと思います。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） もう1回はできますので。

なぜね、そういう疑問をしたのかという一番大きな理由は、町長は常にですね、子供のにぎわうまちづくりというのを目標にされてるわけですね。きめ細やかな対応、そういうことから考えたときには、私はね、実際こういう提案はあり得ないと思ったんです。だから、なぜこのような提案なのかと。

だから、社会保険では今もう大分出るという話だったんですね、45万円ぐらいは出るんだそうです。これは社会保険で上乘せして会社から出るところもあるんだそうです。だから社会保険そのものからは、確かにこの金額しか出ないにしても、会社で独自に出産に対する費用っていうのを捻出されてるみたいなんです。だから私は、この出産育児一時金というのは、これは町独自で、こう条例化できるわけですから、国の方針に従わなくても、そこは十分いいんじゃないかなと思うんですけど、なぜこういう提案になったのかという理由が知りたいんですよ。よろしくお願いします。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。今回の改正につきましては、国の健康保険令の改正に伴いまして所要の改正をするものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第64号高鍋町農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 一番最初の説明では、指定管理者を置かないこととしたのに変更した理由の詳細説明を求めたいと思います。

なお、委員会主義と言われかねないので、委員会ではあくまでも審査を行い、委員長からの報告を受けるだけで、採決は本会議となっておりますので、委員会主義とは違うと私は考えますので、執行部からの説明及び質疑はここでしかできませんのでお願いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。後段の御質疑、ちょっと私、理解しかねる部分ございましたものですから、前段の高鍋町農産物の加工施設の管理運営につきましてですけれども、これまで現在も町の直営により嘱託員を配置して行ってまいりました。——きていっております。施設の開設当初の条例の制定時点におきましては、指定管理者による管理運営を行う予定はありませんでしたので、指定管理者関連の条項は盛り込んでおりませんでした。

今回、開設後2年近くが経過しましたので、管理運営の手法とか利用の状況が大分見えてまいりましたものですから、今後指定管理者の指定を行うことによりまして、その利用者に提供するサービス、これは改善が図られたり、施設の魅力向上とか、利用者の増とか、経費の節減等のメリットが見込める状況であれば、当然その指定管理者指定による管理運営が行われるようにすべきだという判断をさせてもらっております。そこで今回の条例の改正を行ったところでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） それではですね、今現在、今担当課長よりの答弁がありました。何か産業振興課長の答弁からすると、何か今のまんまではどうも使い勝手が悪いと、使ってる人が少ないというような、何かニュアンスというのも聞こえたんですけど、これは嘱託であっても何してでも、指定管理者であっても、利用する人が少なければ指定管理にしても費用負担というのは同じように出ていくのかっていう、私非常に奇妙な現実があると思うんですね。なかなか利用してる人が少ないということを聞くんですね。それを考えたときに、指定管理者にしたら、その指定管理者の人たちが利用者の立場で考えるのでは

なくて、自分たちの立場で考えていく。

あそこが、加工施設があるわけですよ。あそこの利用っていうのが期待されるっていうことで最初、当初からは言われてたわけですよ。たら、やはり私も前から言ってるように六次産業、農産物のだから加工をするところ。だから加工施設っていうのの利用の仕方っていうのは、確かに第六次産業ということ踏まえたときには重要な鍵を握ってる部分もあると思うんです。それが指定管理者でないと、じゃ、果たせないのか。今の嘱託職員でなぜ果たせないのか、それが私ね、ちょっと理由が分からないんですよ。

だからなぜ指定管理者も入れていくというふうにすれば、どういうふうなメリットがあるのかなど。また直営にしない、直営だけでない方法も探っていくということにすれば、どういうふうな住民に、利用する人にとってどんなメリットがあるのかどうかということも踏まえて、そこは答弁をしていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。今のままでの管理状態が悪いとか、そういったものを申し上げてるつもりはございませんし、ただ例えば経費等の節減ができるような状況になるとすれば、当然そちらのほうを利用、採択する、採用するほうがベターだというふうに思っておりますし、それと加工室の利用、もちろんこれも今まで先ほど申し上げましたこの2年間でいろんな六次産業と申されましたけども、当然パンでもそうですし、地元の食材を使った料理の加工とか、そういったものでも利用価値というか、利用されてる部分がございます。

ただ、今の状態のままでは嘱託員というのは、当然その開け閉めとか、中の利用とか、お手伝い、補助、そういった形になっておりますんで、そういったもの以外にもいろんな手法ができるようであれば、当然指定管理者とした場合にそちらのほうを利用できる、そういう手伝いなりができるような状況であれば、当然そちらのほうを採用すべきだろうと思います。

ただ、一番大きいのは、正直言いまして、今は嘱託職員が勤務しておりますけれども、それ以上に何らかの今の利用状況からした場合に、ほかの例えば指定管理等をした場合に、その経費等が安くなるというようなことがあれば、当然まずそちらのほうを考えるべきだという判断からしております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 指定管理者にしても、嘱託職員にしても、考え方は同じでなければならないと、私基本的には思ってるんですね。住民サービスにやっぱり徹すること、そして農産物の加工施設がしっかりとその目的に沿った評価ができるような、そういった施設にならないとつくった意味がないわけですね。これはめいりん温泉でも一緒だと思います。

だからそのように考えたときに、例えば指定管理者であれば運用自体がずっと人がいていただける、そういう状況がひょっとしたら出てくるのか。夜中まで営業をするのかとい

うことも含めてですね。だから指定管理者がそういうことができるのかとか、例えば農作業をしている間はなかなかできないけれども、それ以外でいけるから、できれば9時ぐらいまでは開けてほしいんですけどというようなことがあれば、それも、じゃ、できるのかということが運用の仕方によって随分変わるといふのであれば、それはもう指定管理者としてもやむを得ないというふうには思うんですね。

だから、指定管理者になれば、今の答弁ではですね、指定管理者も入れていけば運用の仕方がもっとよくなるんじゃないかと、そして費用自体も軽減できるのではないかとというようなことを答弁されましたけれども、それでは、現在の直営方式から指定管理者になったらどれぐらいの費用負担の軽減が図られると考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。最初の冒頭の答弁でも申し上げましたけれども、管理が行われるようにすべきで、もしそういうことができるのならばということ、今回まず条例を改正させていただくと、その上で判断をさせていただくことになろうかと思えます。

今でも例えば嘱託員ですけれども、夜間の分については、もしそういう御希望があれば予約等いただいて、今職員等の対応という形でさせていただいておりますし、そういったものでは、当然今後もそういうものはやっていただくべきだろうと思えます。例えば、もし指定管理者をしたとしてもそういうふうな運営の仕方になろうかというふうには思います。

あくまでも先ほどおっしゃいました利用される方のサービスの向上が、サービス部分が低下するようなことになってはいけませんし、より以上にあそこを利用できるようなそういう手法というものを今後考えるためにも一つの指定管理者制度をとることがそちらの方向に向かえるような状態であればつくりたいと、使いたいというふうなことをございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号高鍋町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 条例を定めて今までと違う運営になるのかどうか、また状況を満たすだけの職員配置は可能なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。今回制定いたします条例につきましては、これまで厚生労働省令で定められておりました基準を市町村の条例で定めるものでありまして、省令基準のとおり定めることとしておりますので、これまでの運営と相違点はございません。職員配置につきましても基準を満たす配置がなされておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私がやっぱり心配してるのは、今高齢化が非常に、もうどんどんなってきたので、この中にやっぱり書いてありますよね。利用者の状況っていうのがだんだん多くなると、それについての第4条の第3項ですかね、第3項のところに、おおむね6,000人を超える場合の職員配置基準、7,000人未満とか書いてありますよね。基準を満たしているというふうに言われましたけれども、私が一番心配するのは、私の地域でもそうなんですけれども、やはりそこに漏れている人たちがいないかどうかを把握するのが一番地域包括支援センターの役割だと思います。

だから全体を網をかぶせてしっかりとした包囲網をつくって、本当にそれが実現してるのかどうかというのが一番気になる場所なんです。これだから最低基準であって、それ以上の基準を超える人たちがいないと私はいけないと思うんですが、どのようにお考えになっておられるのでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。議員がおっしゃったとおり、この条例におきましては、第1号被保険者がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに1箇所配置とそれぞれ専門職3名をとという形で規定をしてるところでございます。

高鍋町におきましても、今度の今現在非常に高齢化が進み始めまして、本年12月1日現在で6,140人、65歳以上が6,140人、高齢化率が28.8%となっております。こうした状況に鑑みまして、今現在社会福祉協議会のほうに、地域包括支援センターを委託しております社会福祉協議会のほうに職員配置を一応5名でお願いをしておるところでございます。1人ちょっと欠員状態が続いておりますが、今4名の中で対応をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 確かに6,000人しか超えてないということではあるんですけど、とにかく多種多様なんです。高齢者の対応しなければならない状況がもう多種多様というふうになってる。その中で、今1名欠員ということでしたけれども、やはりこの条例に沿った形で定員は確保したいというふうに思っておられるのでしょうかけれども、やはり社会福祉協議会のほうが、それがちゃんと確保できてるのかどうかということは常に気になるんです。ほかのところいろいろな事業、社会福祉協議会もしておりますので、そちらのほうと合わせての、要するに、同じ職員がそこも重ねて仕事をしてるんじゃないかというふうなのが非常に気になる場所なんですけど、そういうところは現在のところないんです。確認だけしていきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。社会福祉協議会のほうに委託しておりま

す地域包括支援センターのほうに委託しておる、それに専任する職員として定員今5名のところ、現在4名であります、そういう形で体制をとってもらってるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号高鍋町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 都会では職員基準が満たずに運営を廃止せざるを得ない状況が出ておるようです。国の令の目的及び地方自治体で条例制定はどのようなサービス向上につながるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の目的についてでございますが、これまで国の法令により定められていた基準を地方公共団体みずからの判断と責任において条例で定めることにより、地域の実情に合った行政サービスの提供を実現していくことであります。

条例を制定するに当たりましては、従業者に係る基準及び員数、要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の保持並びに秘密の保持等に密接に関連するものにつきましては、厚生労働省令で定める基準に従うこととされておりまして、これまでのサービスを維持していくことができるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。私が一番心配してるのは、ここの中に書いてある介護予防の支援事業について、今高鍋町でも社会福祉協議会などにかに委託したりとか、それぞれ各地域の自治公民館などが主催してやっておりますいろんながありますよね。福祉課、健康福祉課も主催してアドバイスをしながら何とかやっている介護予防があるんですけども、これは平成27年度から介護保険法が改正されるに当たって、介護予防についての非常に柔軟な考え方っていうのが今も閉塞的な考え方へ変更されるっていうのが、これは私の見方なんですけれども、やはりこれにかかる費用負担の出どころを私は少なくしていきたいというところにしてるんじゃないかと思ってるんですけど、それらについての解釈はどのように思っておられるのか。

介護、今予防について効果的な支援の方法、これに関する基準等、これはどういうふうに運営していきたいと考えておられるのか、今までと同じなのか、それともこの辺はこう

いうふうにしていきたいという独自の目的があるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。介護予防につきましては、今行っておりますはつつ教室でありますとか、なじみの会でありますとか、そういった介護予防の取り組みにつきましては、地域支援事業という事業で行っておりますので、これにつきましては従来どおりというふうになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番。せっかく条例を制定するのですから、やはり従来どおりということではなく、従来に加えた、要するにもう一つやっぱり新しいもの、自分たちで独自で、そのためにこの条例を制定しなさいということで国のほうは、地域のね、地方自治体のやはり自主的に地方自治体を運営できることを目的として地方分権法から始まってこのような条例を自分とこでつくりなさいということを国は目的として令で定めていたものを、全て地方自治体に今おろしてきてるわけですよ、全体的に見てですね。

だから、今までと同じであれば、国が言ってきたこと、はい、そうですかとやっているだけ、これではもったいないと思うんですね。せっかく今まで積み重ねてきたものがあるわけですから、地方自治体独自で積み重ねてきたものがあるわけですから、それ独自のものをどういうふうこれから展開していこうと考えているのかということも答弁していただかないともったいないと思うんですね。せっかく条例を制定したにしても、何の考えも脈絡もなく条例を制定するのではなく、こういう考えを持っているからこういう条例を制定するんですよということで、目的とこれからのやりたいことをしっかりと答弁をいただかないと、なかなかですね、私ももったいないと思うんです。せっかくみんなが今までやってきてることを評価、ここの場で評価するのも結構ですし、ちゃんとこれからこういうふうにしていきたいと、目標をね、恐らく持っておられるだろうと思いますので、そここのところを答弁してください。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。濟いませぬ、私の言葉の使い方が適切でなかったと思いますが、従来どおりというのは、その事業については従来どおりということでありましたが、新しい事業につきましては、もう議員おっしゃるとおりですね、平成27年度の第6期の計画の中で、そういった介護予防を含めた新たな取り組みとかっていうのを当然やっていかななくてはいけないと思いますので、今後そういった体制を含めた中で介護予防の新たな取り組み等を検討していく予定と考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 改正することによって、どのように対応が異なっていくのか。また、職員の資質向上及び給与、賃金などの改善は、この条例によって、改正されることによってどのように変更、変化があるのかお答え願いたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

今回の改正についてでございますが、介護報酬の過払いの返還請求の消滅時効が5年であることから、記録の保存期間をこれまでの2年間から5年間に改正するものであります。介護に関する記録や介護報酬請求に関する書類などを5年間保存していただくこととなります。したがって、この改正によって直接的に職員の資質向上でありますとか、給与、賃金などの改善につながるものではございません。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私がこの質疑をした一番大きな理由は、やはり介護をする人たちの処遇改善がなかなか見られないということで、国も別途、処遇改善に伴ういろんな手当も含めてしっかりとサポートをしてきている状況があるんですね。それらを考えたときに、やはりこれが、せつかく2年間から5年間へ変更になるということは、その間も私はね、賃金などの改善ができるのかということがありましたけれども、やはりこの書類によって見ていくところは、私大きくあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

例えば、働いている職員、そこで実際働いている職員と働いていない職員とがひょっとしたらわかるかもしれない、そういう例が結局いろんなところでの施設でのことで、高鍋町内では見つかってはおりませんが、県内では何箇所か雇ってもしないのに雇ったようにして賃金を払ってるとかいうことも出てきている状況があるんですね。だから私たちがやっぱりちゃんと見ていかなきゃならないのは、やっぱり介護保険などからこういうお金を出していくわけですから、そこいらのちゃんとした指導なりいろんなものが高鍋町もできるということはあるわけですから、全部ができるというわけではありませんけど、改善命令も出すことができるわけですから、私はだから賃金などの改善はできるのかというふうに聞いたら、ないということでしたが、そのようなことについてのあれは地方自治体は見ていくことはできないのでしょうか。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。そういう地域密着型のいわゆる実地指導については事業所に3年に1回行っておりますので、そういった中で、そういった賃金の

台帳でありますとか勤務状況を含めた確認等を行っております。そういった中でさまざまな現行の地域密着型のこの本条例を平成24年12月の議会で御承認をいただいたときに、国の参酌基準の中で2年間という形の中で規定しておいたものを今回さきの66号を制定するときに、国の参酌基準で地方の自治体に委ねられておりますので、5年間という形の中で制定をし、今回この67号についても、さきに行いました条例制定の部分を一部を改正、整合性を図るために今回改正するものでありますので、そこら辺のところ、実際、実地指導の中でそういったことも含めて中身を見ておりますので、高鍋町には幸いそういったことが今のところ事例として、事案としてありませんので、そういった中でいろんな請求が今まで2年間だったものが5年間ということになりますので、そういった請求ができるというような形になったりしますので、そういった中での改正という形でありまして、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号高鍋町農村公園の設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） なぜ今になってこのような条例を制定すると、制定されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。この条例につきましては、本来ならば各農村広場、農村公園等が整備された時点において本来なら制定しておくべきものでございましたが、今回、その次号の議案でございますがRVパーク、この設置条例の整備を検討する際に、農村公園の設置条例の不備が判明したものでございます。今となつての制定となつてしまったものでございます。

今後、町民等の健康増進や憩いの場としましてさらなる有効活用を図るとともに、適正に運用管理を行っていくために必要な条項を定めて、新たに条例を制定させていただくものでございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） いや、確かに69号の条例を設置するに当たって初めて気がついたということだと思うんですね。でも、本来ならですね、これもうできたときにちゃんとしないといけないと思うんですよ。

じゃ、お聞きしますけど、第2条に書いてある公園の名称がありますが、それが設置された年代ごとにちゃんと答弁をしていただきたいと思います。年代をちゃんと言っていたきたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。申しわけございません。その年代自体に関しましては細かな年数というのをちょっと記憶しておりませんが、南高鍋の農村公園、これは永谷の上のほうにある分ですが、平成2年に町のほうに移管をされたものでございます。それから、めいりん公園は13年、12年でしたか、温泉の設置と同時に建設されたものだったと判断しております。それから、長法寺につきましても何年前ですか、申しわけございません、ちょっと長法寺と加志揚、宮田、加志揚と長法寺はほぼ同じ時期じゃなかったかと思えますけど、ふるさと創生じゃなかった、ちょっとつくりました制度自体もちょっと忘れてしまいましたが、申しわけございません、年代等につきましては失念しております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） もう本当いつ設置しましたかねっていうぐらいのものなんですよ、みんな。もうそれぞれ申しわけない言い方になるかもしれませんが、じゃ、今まで管理運営のこういった条例を定めてないでどういった管理運営をしてきたのかなということが非常に気になる場所なんですね。

だから、例えば長法寺の農村公園あたりも、あそこで利用されてる方が、ああ、ここに松の木が植えちゃったけどよ、枯れたがよっていうふうにおっしゃるわけですよ。だから、そういうふうにしてほら、ここに書いてありますでしょ。何で枯れたかわからないんですけど、枯れてしまえば、じゃ、その枯れた原因は何か、松の木を植えたこと自体が間違いだったのかということも含めて、第3条の2では、もうどんな植物を採取することっていうふうにはしてはいけませんよと、行為をしてはならないということを書いてあるわけです。じゃ、草もむしつたらいかんねというふうには、これなりませんか。私非常に、これ委員会があるからですね、多分産業建設常任委員会に付託される案件かなと思うから、またそこではちゃんと言いますけれど、こんな細かいことを書いて、大まかに今までもそれでずっと運営してきたはずなのに、なぜ今になって条例を制定しないといけなかったのかなというふうに思うんですよ。何か不利益があったからこういうふうなのを、条例を制定したと思うんですよ。今まで運営してきた何か不利益があったんですか。

私はちゃんと、その不利益があったなら、不利益があったことをちゃんと言っていたかないと、例えば、あそこを管理するのにこういう条例がないのにいろんなトイレのそんなものの、まあ、いわゆる合併浄化槽ですので、その管理についても条例がなく、今までその管理運営費用を払っていたから、これが本当はおかしかったんですよとかいうふうにもしなってきたら、私は今までこの条例がなくですよ、条例がなく、管理運営してるところっていうのは、多分もっとほかにもよく調べていけばひょっとしたらあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

だけど、それは私たちもいけませんよ、あそこが公園ができたときはわかっている、こういう条例がないがと言わなかったのは議会も落ち度があるかもしれませんが、本来ならやはりこういう条例をつくってしっかりと管理する、それに、条例がないことについ

での管理運営の規則というかですね、そういうものについては、これは例えば政策推進課のほうか、総務課で持っているようないろんな条例に匹敵する、ここで管理運営をしていくとかいうような条項がね、町長が認めるものとか、いろんな条項で、それでやってきたのかどうかというのが非常に気になるんですよ。

今までこの管理運営をどういうふうにしてきてたんですか。私それがね、お金の出どころが、条例のないところにお金の出どころが何でできるのかというのが一番気になるんですよ。だからそうでしょ、何でも負担金割合とかいろんなのが決めてないのに、負担金を出すわけにはいかんでしょ、条例で定めてないのに負担金割合もできないでしょ、負担金割合が定めてなければできないでしょ。だから、どういうふう今まで管理運営をしてきたのかっていうのが非常に気になるんですよ。例えばトイレの問題にしても、何の問題にしても、じゃ、今まで使った人がみんなでお金を出し合って管理運営していたのかなというふうになると非常にあれだし、気になる場所なんですよ。

南高鍋の農村広場についても、これはどうだとかこうだとかいうことも含めてですね、宮田の親水公園も、これは早くにできたところですよ。こういうところも管理運営を今になって条例化するちゅうのは、それは落ち度でした、済いませんでした。済む問題か済む問題でないかということが、私はそれを問うてるわけですよ。今までの管理運営を、じゃ、どうやってやってきたのって、条例がなくてもできることであるのであれば、条例は新たにつくる必要もないし、私はもう条例もいっぱいあるから、これ以上条例もつくる必要がなければつくらなくてもいいと思ってるし、基本的には。だからどういうふうにして今までここを管理してきたのかというのが一番気になるんですよ。

私、3回しか質疑ができないものですから、そこをちゃんと聞かないと、この条例を制定するに当たっての、ちゃんと聞かないといけないと思うんですけど、よろしく願います。

○議長（永友 良和） 暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

.....

午前11時56分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今、答えなくていいということでしたけれど、今までどういうふうに、じゃ、運営されてきたんですか。だから、こういう条例がなくても運営をできたということですか。議長、これはね、さっき訂正してくださいと言われたから訂正するだけであって、今は、私は2回目の質問だと思ってますよ、答えないとされたんだから。訂正しないと答えないとされたから。

○議長（永友 良和） 今の末子議員の質問だったら。

○12番（中村 末子君） 質疑です、いいでしょ。

○議長（永友 良和） 質疑だったら、はい、許可します。

○12番（中村 末子君） だから、これが2問目です。2回目です。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。ほかに公園等いろいろございます。法に基づいてつくられたような公園がございしますが、それと同様に本来でしたら地方自治法の中の規定に基づいて、先ほど申し上げました公園自体をつくりましたときに当然つくっておかなきゃいけなかったものでございます。それを不備があったわけなんですけれども、今までの管理のやり方なんですけれども、どうしても農村部門でつくった、農村の地域の方の農業の方、もちろん地域も含めてですけれども、の方々の憩いの場といいましようか、遊び場といいましようか、そういった意味でつくったものでございましたものですから、どうしても地区の方がいろいろ利用されるときに、こちらのほうに、高鍋町のほうに、役場のほうにここがこうだったよと、トイレが詰まってるよとか、そういう情報を常にいただいております。その上で私どもはそこに伺って自分らで手作業でやったり、奉仕して、草刈り機等がありますんで、そちらのほうで刈り入れしたり、定期的にやったりしておりますが、そういう管理の方法をずっとしてきておまして、ただ、だんだんと今回整備することになりましたのも、いろんなその公民館のほうにですね、今度は逆に、あそこは使わせてもらえんのかとか、ほかの方とか団体の方が来られるような状況になってきたようでございます。

そういう面ではぜひ管理をするために、もし今回このRVをつくるときに、先ほど申し上げましたが、これはちゃんと整備をした上で、条例を整備した上で管理をしないと地区の方にも御迷惑がかかるし、私どももそういう管理の仕方っていう節度といいましようか、決まりみたいなものを明確につくることができないんじゃないかと、そういうところから作り始めたものでございまして、本当におっしゃるとおり、その設立した当時に本来つくっておくべきものであることを、制定しておくべきだったものをつくってなかったということについては本当におわびしたいし、ただ、管理だからといって、今から先、急に今までの利用者が変わるとか、管理の仕方が変わるとかいうことでもございませぬし、ましてや下のほうに、また指定管理云々っていうのは、これはもう通常のやつと同様に合わせて、先ほどのことと合わせてなんですけど、指定管理をどこにするとか決めてるわけでもございませぬし、もしそういうものがあつた場合にとすることで数字を入れさせてもらってだけでございますので、その辺を御理解いただければと思います。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 私がね、先ほど申し上げたのは、確かに今までつくってなくて申しわけなかったというおわびのことはあると思うんです。だけど、費用を算定する、例えば先ほど産業振興課長がお答えになりましたけれども、このお答えの中でわかるように、私たちがボランティアで休みのときにされていたのかもしれない。だけどそのときに時間外が出て発生したりとか、いろんなのが発生したりすれば、これ当然、そこのなければできないことですよ。

だから、これは多分、私はくみ取りについても何についてもですね、浄化槽の管理についても、全てこちらから費用が1円も出ていないということは、そういうふうに理解をしてよろしいんですか。

だから、私が申し上げてるのは、こういう条例がなければ、条例っていうか、管理運営のあれがなければ、私は今まで、その答弁からすると、答弁からするとですね、地域の方が管理運営されていたものを、今度は全体として、例えば公民館とかほかのところと同じように、体育館とかと同じようにですね、例えば産業振興課のほうに、あそこの例えばめいりん公園を借りたいんだけどという届け出をして、そしてめいりん、もし同じときに2箇所から同じような内容で借りたいんだけどというところが来たときには、また例えば抽選なり、お話し合いなりとか、借りる人たち同士ですね。地元の人たちは今まで私たちが優先的に使っていたにもかかわらず、なぜこのような事態になったのかということがもし言われたりしたら、私も答えようがございません。

これは多分条例化するに、条例をつくられるに当たっては、地元で今まで、地元のものだと思って利用されてこられた方々、地元の方々の意向っていうか、それはきちんと組み込まれた上での条例制定だと、条例制定の提案だと思っております。また、そういうふうにしなければならないとは思っておりますけれど、そういう手続上の問題で、どういうふうなお話し合いが何回ぐらいあったのかということ聞いておかないと、これから産業建設常任委員会でお話し合いをするときに、資料もまた提出していただかないと困ります。

それはどういうことかというのは、話し合いをしたら話し合いをしたときの会議録をきちんと残しておくということが、これももう当たり前、必然ですので、やっぱりそのときの会議録も提示していただきたいと思っておりますし、やはりこの5つを条例化するに当たって、地元の人たちとのお約束というのはどういうふうになってるのか。だから、優先的に使わせていただくという話し合いのもと、こういう条例が制定、提案されているのか。また、いや、もう地元の人とは関係ないよと、ところで条例を制定することを提案されているのか。

それともう一つは、これからの管理運営については条例が制定されれば、当然役場のほうでお金をちゃんと公に支払っているんな管理運営ができるものと思います。だから先ほどから担当課長も言われましたけれども、指定管理者も含めて行わせることができるということになれば、例えば地域の人たちを指定管理者として、団体として認定するのかということも、ひょっとしたらこれから出てくる可能性があるということもここから受け取れるわけですね。

そういうことを考えたときに、今まで出していなかったお金がまた新たに負担をしなくてはならなくなるということになると、この条例制定については、かなり重いものがあるというふうに私は思うんですね。

そして一番の私が聞きたいのは、今までいろんな費用について、ここの管理運営についての条例制定がなかったときには、どういうふうな拠出をしていたのか。例えば草刈り機でもボランティアで、草刈り機も役場のものは持ち出してないとか、そういうこともある

んですか。私はね、そういうふうなかたっ苦しいことを言うつもりはないんですけど、私たちは、やはり条例とかそういう法のもとにしっかりと地方自治体は運営されているものと確信をして、そういう間違いがないものと、町長以下役場の職員をもう全幅の信頼を持ってやってるわけですよ。だからいろんな事務のミスがあったり、いろんなことがあったりしても、町長はきちんとおわびをして、その分の処分もちゃんとみずからが提案してちゃんと今までやってこられてるわけですよ。

私はだからなぜ今までね、つくれてこなかったのかということをしつかりと答えていかないと、答えていただかないとこの問題については解決策がね、やはり見つからないわけですよ。謝って済む問題ではないということをおね、私はそこはね、持っていたきたいんですよ。いつのときでもやはり、そりゃ私も先ほど申し上げました。だけど2問目はなくなっただけの発言をしますけれども、非常に私がね、残念に思っているのは、私自身も含め、公園ができたときに、やはり公園の整地、街区公園などにはいろんな条例があるわけですよ、街区公園などについてもですね、これちゃんと条例持ってますよ、ちゃんといろんな条例というか、使用者の問題についても、いろんな問題についても。だからこそそういう条例があるからこそ支出が可能なのわけですよ。

だから、その辺も、じゃ、今までどのように費用を出していたのかと、地元の人たちがみんな出していたのであれば、これからは、じゃ、それが一体どれくらいなのか、その費用が今度はこっちに全部来るわけですから、高鍋町に全部来るわけですから、この5つを農村公園としてちゃんと条例を制定することによって、一体どれぐらいの費用負担がね、課せられてくるのかということもしつかりと聞いておかないと、ただ単純に委員会で審査するからいいってということではないということ、先ほど1問目で言ったことなんですよ。

あと委員会で審査するんだからいいですわってということにはならないと私は思っておりますので、これまでかかった費用負担について、地元の人たちは一体どれぐらい抛出されているのかということ、わかる範囲で結構ですので答えていただきたいと思います。

それから、先ほど言ったことも全て答えてください。

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。1時20分より、午後再開したいと思います。

午後0時10分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。町長。

○町長（小澤 浩一君） 先ほどの68号の件でちょっと御説明をいたします。

この条例の制定は地方自治法第244条の2、第1項で公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないということから来ているものでございます。これを今まで制定しておりませんでしたので、管理のあり方を明確にすべく、法律に

従いまして条例化したものでございます。

今まで、今回条例を示したそれぞれの公園につきましても、管理するために必要な事項を定めないまま、その他の公共施設と同様の管理運営をしてきたことにつきましてはお呼びをするものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。中村議員の3回目の御質疑でございますので、しっかりと答弁しなきゃと思いつつも、結構多くの問いをいただきましたもので、すから、質疑に少々おぼつかなくも、結構多くの問いをいただきましたもので、すから、質疑に少々おぼつかなくも、御容赦いただければと思いますが、まず大きく3つの御質疑じゃなかったかなと思います。

まず一つは、その管理に関しての費用配分といいたし、地域と町とのあり方。それから、もう一つは条例制定に伴っての地区との協議等の回数とか会議録とかそういった問題、それと3つ目が今後の管理手法にということだろうと思いましたが、管理いたしました。整理いたしました。

まずその1点目なんですけれども、まず、この管理の仕方、もちろん条例、先ほど、今町長も答弁いたしました、条例のないままに管理をしたものであること、また地域の方々への憩いの場の提供ということで農業サイドでつくったものであっても、やっぱり当然条例等はつくらなければいかなかったんですけれども、町の、あくまでも町の施設であったものですから、町としての管理っていうのは当然必要だろうと、ことだろうというふうに思いましたので、町のほうで支出している部分も相当ございます。

これは例えば、めいりん公園に関しましても、これは直営で全く行っておりますし、光熱費も町で全部全てを払っております。長法寺に関しましても管理も全て直営で、光熱費も町で支払いしているというふうな状況でございます。

それから、南高鍋の農村公園に関しましては、これは委託費で第二地区の公民館連協ですかね、こちらのほうに委託をしております。

それから、加志揚農村公園、これにつきましては、今農地・水、今、今度から多面的機能支払いというふうになりますけれども、こちらのほうで老瀬地区の環境組合、環境協議会、保護協議会ですね、保全協議会か。が、管理をしていただいておりますが、光熱費については町のほうが支払っているところ。電気料とかくみ取り料とかいったものですね、こちらのほうは町のほうが支払いしています。

それから、宮田の親水公園に関しましては、これもその公園だけとは限らないんですけれども、宮田地区、中鶴地区、大平寺地区のほうに委託料ということで、地域用水の機能の支払いということで支出をしております。

これがまず1点目でございますが、2点目についての条例制定に伴っての、その条例をつくる段階において、その地区の方との協議があったのかということなんですけれども、

これについてはやっておりません。

3番ともかわるんですけども、今後の管理手法というものについては、地区の方のお使いになるものについては従前どおりのものを使っていたきたいというふうに思っておりますし、当然、占用するというような申し込み等、いろんな方が今からお使いになりたいという要望があるように聞き及んでおりますので、そういう方に関しましては占用の届けなり何なりを出していただくような手法をとらせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第69号高鍋町RVパークの設置及び管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 設置する箇所はめいりん温泉北側公園の予定だということだったんですけども、ずっと以前にも蚊口浜の海浜公園にも同じ施設を要求した経緯がございます。サーフィンする人なども必要ではないかと思うんですけども、なぜめいりん温泉の北側だけについて設置がされるということに提案されているのでしょうか。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。高鍋町のRVパークの設置場所につきましては、一般社団法人日本RV協会の方と現地調査を行いました。その方々と協議の上で選定に当たらせてもらったものでございます。

候補地としましては、今回設置予定のめいりん公園の駐車場のほかにも舞鶴公園、それから高鍋湿原、それからめいりん温泉本体、めいりんの湯のほかにも御指摘のとおり蚊口浜のサーフィン場付近、こちらのほうの5箇所を候補地として現地を確認をさせてもらいました。

その際、現時点で一番最適な場所としてRV協会の方とも検討した上でのお話を伺いますと、やっぱり最適なのはここしかないだろうということで決定するに至りました。

今回設置するRVパークの使用状況等によってはほかの候補地への設置についても検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 今、何箇所か選定をするに当たって調査を行われたということですので、これは理解はできます。しかし、やはり先ほども申し上げましたけれども、サーフィンをする人がやっぱりどうしてもそういうのがあればいいんだがということが、やっぱり要求されてこれからもくるんじゃないかなというふうに思うんですね。具体的には、このRVパークの設置に関する条例の制定をするに当たって、どんな条件が加味されるのか、そのところをちょっと細かく答弁していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。確かにサーフィンをされる方、おっしゃるようにサーフィン場の施設のシャワー室と更衣室はございます。こちらのほうも、そのRV協会さんのほうともいろいろ話したんですが、まずはトイレがあること、それからシャワー施設というよりも、できれば温泉があるところ、それから当然駐車施設と電気の施設等をちゃんとつくれるところ、ましてやいろんな観光地としての名所として挙げられるような場所、それから人が多く来られるような場所でも構いませんがというところでもございましたので、そういう条件からしますと、どうしても一番いいのはあそこしかないかなという判断をさせてもらったところで、サーフィンに関しましての、以前のときにはオートキャンプの話がちょっとあったかなという気はしておりますけれども、RVパークに関しましては、今全国で事前設置の予算等を通らせてもらったときには30数件だったと思いますけど、今40件ぐらいにふえてきております。徐々にふえていって、高鍋町のめいりん公園のところに、めいりん駐車場のところにRVパークができて、観光客なり何なり、人がおいでになって、高鍋のまちばのほうなりいろんな施設のほうへ誘導できればいいなというふうに思っております。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） ちょっとこれは期待ができるのかなと思うんですが、その社団法人の方、今度もしこれが、条例が制定されてですね、あそこにRVパークの設置に関する条例が制定されて、その後に多分宣伝なんかもしていただけるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そのところについては社団法人とはどのようなお話し合いをしてきたのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。このRVパークといいますのが日本RV協会認定ということで、最終的には全国で100箇所ぐらいの規模を目標にしているようでもございまして、そちらのホームページなり何なりの機関紙みたいなものがございまして、こういうRV協会っていいんでしょうか、車中泊の車を使ってらっしゃる方は全国に相当ユーザーいらっしゃるようで、その方たちのバイブル的なものになればいいなという思いでつくってらっしゃるようでもございまして、高鍋町としましても、高鍋町という場所のPRにもぜひ使わせていただくようにしたいと思いますし、そういう有効な活用方法を今後もRV協会のほうといろいろとお話をさせていただければというふうに思います。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 1番。簡単な質問ですけど、この条例制定に伴って予算措置はあるんですか。予算措置は要らないんですか。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。昨年、昨年じゃない、前回の議会の中でRV設置に関しての予算というものをつくらせていただいて、通らせていただいて、その

上で条例を制定するという形になってしまいますが、今後どういうふうな管理の仕方をするかということがまだ決まっておらず、設置場所についての部分だけまず予算化させていただいたということでもあります。

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） 1番。そうすると、先ほどの議案においても認められましたけれども、ちょっとまずいですよね、これね。222条の関係上、予算が先に出て条例が後から来るということでは、これは地方自治法220条違反ということですよ。ましてやこれ、やるにしても施行が27年1月1日やから、ちょっとまずいんじゃないですかね、これ、町長。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午後1時30分休憩

.....

午後1時32分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今の池田議員の御質問につきましては、予算の裏づけがない条例は制定できないのではないかという御質問かと思いますが、それでいろいろ調べてみたんですが、支出を伴う条例規則を実施する場合には当たり前ですが予算の裏づけが必要だと、ただ制定するだけなら予算がなくてもいいという解釈があるということで、今回につきましては、実際上の運用が（発言する者あり）運用につきましては新年度からということになるかと思いますが、予算措置については（発言する者あり）済いません、ちょっと。（発言する者あり）

○議長（永友 良和） 1番、池田堯議員。

○1番（池田 堯君） まあ、委員会に付託されますので、委員会でじっくり協議したいと思います。

○議長（永友 良和） それでは、委員会の付託案でありますので、委員会のほうでということをお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第70号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 多面的機能支払関連調査とのことでしたが、具体的はどのような内容でしょうか。避難所用特設のための公衆電話とありましたが、今から準備して機能するのかどうかをお伺いしたいと思います。東中学校の通級指導相談室が設置されるようですが、どのような運営方針なのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。多面的機能支払の関連調査事務委託の具体的な内容でございますけれども、市町村によります現場確認事務が追加されたこと、それから対象面積が大きく増加しましたことで事務量が増加しますことから、宮崎県の土地改良事業団体連合会に事務委託を行って、その軽減を行うものでございます。

内容は現地確認、それから管理状況の適否判断、是正改善指導、図面、野帳、報告書の整理というふうになっております。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。避難所の電話機のことでございますが、今回の避難所用特設公衆電話機の購入につきましては、被災者等の通信手段の確保を図ることを目的に、平成26年9月に西日本電信電話株式会社宮崎支店と締結いたしました災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書に基づき実施するものでございます。

特設公衆電話機につきましては、災害時においてNTTとの協議の上、避難所に設置することになりますが、電話回線は事前に設置いたしますため、電話機を接続すれば使用可能となります。迅速な通話環境を構築することができることと、電源が不要なタイプの電話機となります関係上、停電時でも利用が可能になります。また、通話料についても無料である等のメリットがございます。避難者等の有効な通信手段になるものと期待しております。

なお、管理につきましては、年に1回程度、その通話試験を実施するとともに、災害時において危機管理担当、うちで言えば総務課となると思いますが、担当職員以外でも設置が可能となるように職員に周知を図っていきたいと思っております。

なお、町といたしましては、今後の災害に対する備えということで、協定に基づいて準備を進めていくという上での予算措置でございます。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。東中学校の通級指導相談室についてであります。現在東中学校の通級指導教室は、以前は図書室として使用されておりました広い部屋を利用しているところで、場所としましては北校舎のちょうど職員室の2階になるところであります。この部屋の中に間仕切りの壁を設置いたしまして、相談室を設けようというものでございます。その中で自閉症、それから学習障害などを持った生徒への指導、それから保護者を含めた相談などを行ってまいります。その際、生徒にとって落ち着いた空間が必要なこと、それからプライバシーの問題にも配慮する必要があります。そのために遮音性を持ち、外から見えないような個別の環境を持ったスペースを今回設置しようというものでございます。

○議長（永友 良和） 12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） これは実は多面的機能支払関連調査ということについては、もうこれは委員会で審査をします。このことについてはもうよろしいかと思っております。避難所用特設のための公衆電話、先ほど説明があったんですが、協定書をいただきました。

だから、この協定書に基づいてどのような利用をされるのかということも大体先ほどの答弁で理解ができましたけれども、問題は災害時における特設公衆電話の設置利用に関する協定書ということですので、災害時とはどれぐらいを指していくのかということが大体の基本のこの協定書の中を見ましたけれども、災害時の、だから例えば避難指示が出るとか、避難勧告を出した時点でこれが災害として使えるとかいうことの具体的な内容です、どこまでしていただけるのかなと。

だから、いつでもかつでも雨が降ったから、ゲリラ豪雨が来たから使えるっていうものではないと思いますし、私たちは避難準備情報なども今早目早目に出されている状況だと思うんですね。だからその中でですね、だから避難準備情報が出た時点ではもうこれが使えるのかとか、そういうこともちょっと知りたいんですが、そこについてはどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

それから、東中学校のほうに通級指導相談室が設置されるということで答弁がございました。確かに間仕切りをつくって落ち着いた環境を作るというのは私もよろしいかなと思うんですけども、やはり、でも、いろんな問題を抱える生徒とか家庭というのは、できれば誰にも見られたくないし、誰にもかかわり合いたくないという方も結構おられるんじゃないかなと、本来なら誰にもかかわり合いたくないけど、それをかかわっていただくように、どんどこう通級で指導していく中でだんだんとなれていただくというのが私はよろしいかなというふう思うんですね。

だから図書館の中に設置されるということは、やはりどうしても子供がこう学校に行くと足がすくむとかいう状況がもし出てきたときとか、自閉症の子たちとか、いろんなことがですね、どうかかなというのがちょっと気になったところなんですけど、その辺の対応策についてはどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（永友 良和） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。この特設電話につきましては、高鍋に限らず設置されておりますが、災害時においてN T Tと連絡がとれない場合も当然想定されるわけですが、高鍋町が避難所を開設した場合にはいいよということですので、その規模がどうのこうのというよりは、自主避難をどうするかというのはまた別ですが、避難所として開設した場合については、逆にうちのほうからその電話機を持って避難所のほうに行くということになりますから、もうそういう開設した時点というふうに解釈してよろしいかと思います。

○議長（永友 良和） 教育総務課長。

○教育総務課長（中里 祐二君） 教育総務課長。先ほどの通級指導教室のことなんですけれども、今回設置する相談室につきましては、以前、図書室だったという場所です。現在の図書室につきましては南校舎の2階になっております。ですから、今はその広い部屋のほうは通級関係者しかもう入ってきませんので、そのほかの人には目につかないというふうに思っております。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第71号平成26年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 軽減特例措置とはどのようなものなのかお伺いします。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

平成18年の医療制度改革におきまして、現役世代と高齢者世代との負担の公平性を確保するため、現役並み所得者を除く70歳から74歳に係る医療費の一部負担金等の割合を平成20年4月1日以降は2割にすると見直しをされました。しかし、高齢者の置かれている状況に配慮され、平成20年度から25年度までの間、特例措置としまして国が一部負担金等の一部に相当する額を支払うこと等によりまして、実際は1割負担に軽減が図られてきたものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号平成26年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 12番、中村末子。多分、提案理由の説明の中で軽減枠の拡大におけるっていう説明があったんじゃないかなというふうに思うんですが、どのようなことだったんでしょうか、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（永友 良和） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。少しより具体的に答弁を申し上げたいと思います。

保険料の2割軽減、5割軽減とも対象となる所得基準額を引き上げることで対象者が増加いたしました。これまで2割軽減の対象となるのは年金収入がおおよそ238万円以下でございましたが、これが258万円以下に、5割軽減は192万5,000円以下から217万円以下となりました。また、5割軽減につきましては、2人以上の世帯のみを対象としておりましたが、単身世帯も対象となりまして、さらに対象者がふえることとなったこととございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号平成26年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第74号平成26年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第55号から議案第62号、議案第64号及び議案第68号から議案第70号の12件につきましては、お手元に配付しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第62号、議案第64号及び議案第68号から議案第70号の12件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第63号、議案第65号から議案第67号及び議案第71号から議案第74号までの8件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号、議案第65号から議案第67号及び議案第71号から議案第74号までの8件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。正副議長の互選を行いますので第3会議室にお集まりください。（発言する者あり）正副委員長です、済いませんでした。

午後1時47分休憩

.....

午後1時50分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

先ほどの特別会計予算及び条例審査特別委員会の設置に伴いまして、正副委員長の互選が行われましたので、結果について報告をいたします。

特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長に緒方直樹議員、同じく副委員長に津曲牧子議員がそれぞれ互選されました。

.....

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日は散会いたします。お疲れさまでした。

この後、2時より特別委員会を開催いたします。

午後1時51分散会
